

議案第9号

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が施行されたことに伴い、入居手続の際の連帯保証人を不要とするとともに、住宅の明渡し請求に係る利息の利率を見直すほか、関係する規定を整備し、字句を整理するため、条例の一部を改正するものである。

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「市内に住民登録し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者で、」を削り、「連帯保証人」を「連絡先となる者」に改め、同条第3項中「連帯保証人」を「連絡先となる者」に改める。

第20条第3項ただし書中「未納の家賃」を「債務の不履行」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、入居者が債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第41条第1項第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「支払い」を「支払」に、「年5分」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。